

令 6 薬 務 第 1135 号

令和 7 年(2025 年)3 月 24 日

各医薬品等製造販売業者の長
各 医 薬 品 等 製 造 業 者 の 長 様
各 医 療 機 器 修 理 業 者 の 長

山口県健康福祉部薬務課長

山口県使用料手数料条例の一部改正について（通知）

令和 7 年 3 月 18 日に山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例が公布され、
別添のとおり、4 月 1 日から薬事関係の申請手数料の一部が改正されますのでお知らせ
します。

つきましては、4 月 1 日以降の申請手続きについて、御留意くださるようお願いし
ます。

なお、本通知の電子ファイルを薬務課 Web ページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/251887.html>) に掲載していることを申し添えます。

製 薬 指 導 班 担当：片山、角野 TEL:083-933-3023 FAX:083-933-3029
